

秋田県告示第 8 8 号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第 1 項の規定に基づき、すけとうだら日本海北部系群及びするめいかに関する令和 6 管理年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月31日までの期間をいう。）における同項各号に掲げる数量を次のように定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 6 年 3 月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 すけとうだら日本海北部系群

- （1） 都道府県別漁獲可能量（法第15条第 1 項第 2 号関係）について、本県に定められた数量
現行水準（目安となる数量を示して、隻数、操業日数等の漁獲努力量を通じた管理を行うことをいう。以下同じ。）

（2） 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
秋田県すけとうだら日本海北部系群漁業	現行水準（目安数量10トン未満）

2 するめいか

- （1） 都道府県別漁獲可能量（法第15条第 1 項第 2 号関係）について、本県に定められた数量
現行水準

（2） 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
秋田県するめいか漁業	現行水準（目安数量50トン未満）